

令和2年9月29日

令和2年第3回神奈川県議会定例会

産業労働常任委員会資料

(令和2年9月24日付託分)

附属資料

産業労働局

目 次

ページ

| | | |
|----|-------------------------------|---|
| I | 職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例の新旧対照表 | 1 |
| II | 神奈川県立産業技術短期大学校西キャンパス再整備事業の概要 | 2 |

I 職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例（平成12年神奈川県条例第13号）新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>第1条・第2条（略） （普通課程の訓練基準）</p> <p>第3条 普通課程の普通職業訓練に係る法第19条第1項に規定する条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること（通信の方法により行う場合には、適切と認められる方法により、<u>必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこと。</u>）。</p> <p>（4）～（9）（略）</p> <p>2（略） （短期課程の訓練基準）</p> <p>第4条 短期課程の普通職業訓練に係る法第19条第1項に規定する条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること（通信の方法により行う場合には、適切と認められる方法により、<u>必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこと。</u>）。</p> <p>（4）～（6）（略） （専門課程の訓練基準）</p> <p>第5条 専門課程の高度職業訓練に係る法第19条第1項に規定する条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）<u>訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること（通信の方法により行う場合には、適切と認められる方法により、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこと。）。</u></p> <p>（4）～（9）（略）</p> <p>2（略） （専門短期課程の訓練基準）</p> <p>第6条 専門短期課程の高度職業訓練に係る法第19条第1項に規定する条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること（通信の方法により行う場合には、適切と認められる方法により、<u>必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこと。</u>）。</p> <p>（4）～（6）（略）</p> <p>第7条～第12条（略）</p> | <p>第1条・第2条（略） （普通課程の訓練基準）</p> <p>第3条 普通課程の普通職業訓練に係る法第19条第1項に規定する条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること（通信の方法により行う場合には、適切と認められる方法により添削指導<u>及び面接指導</u>を行うこと。）。</p> <p>（4）～（9）（略）</p> <p>2（略） （短期課程の訓練基準）</p> <p>第4条 短期課程の普通職業訓練に係る法第19条第1項に規定する条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること（通信の方法により行う場合には、適切と認められる方法により添削指導を行う<u>ほか、必要に応じて面接指導</u>を行うこと。）。</p> <p>（4）～（6）（略） （専門課程の訓練基準）</p> <p>第5条 専門課程の高度職業訓練に係る法第19条第1項に規定する条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（新規）</p> <p>（3）～（8）（略）</p> <p>2（略） （専門短期課程の訓練基準）</p> <p>第6条 専門短期課程の高度職業訓練に係る法第19条第1項に規定する条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること（通信の方法により行う場合には、適切と認められる方法により添削指導を行う<u>ほか、必要に応じて面接指導</u>を行うこと。）。</p> <p>（4）～（6）（略）</p> <p>第7条～第12条（略）</p> |

II 神奈川県立産業技術短期大学校西キャンパス再整備事業の概要

(1) 委託業務名称 神奈川県立産業技術短期大学校西キャンパス再整備事業委託

(2) 委託業務場所 横浜市旭区中尾2丁目4番1号

(3) 委託業務範囲 施設整備業務（設計・工事監理・建設工事）

(4) 主な建物 鉄骨造 地上2階建 延床面積 3,310.77 m²

(5) 議会案件

| | 委託業務名称 | 委託契約者 | 委託契約金額 |
|-------------------------|---------------------------------|--------------------------|--|
| 定 県 第 108 号 | 神奈川県立産業技術短期大学校 西キャンパス再整備事業委託 | 株式会社松尾工務店 代表取締役 松尾 文明 | 1,254,000,000 円 (うち消費税及び地方消費税 114,000,000 円) |

(概要図)



入札執行状況調書

事業名称 神奈川県立産業技術短期大学校西キャンパス再整備事業

- 1 開札年月日 令和2年6月15日
- 2 落札額 1,254,000,000円
うち消費税及び地方消費税の額 114,000,000円
- 3 入札回数 1回
- 4 入札参加者及び入札高

(単位 円)

| 予定価格 | 落札額 | 品質確保保証価格 |
|---------------|---------------|-----------------|
| 1,186,288,379 | 1,140,000,000 | 1,003,990,921.1 |

(単位 円)

| 業者名 | 所在地 | 代表者 | 入札結果 | 総合評価点 | 適用 |
|--------------------|-------------|--------------|---------------|--------|----|
| | | | 第1回入札高 | | |
| 山王・センチュリー・井上穰共同企業体 | 厚木市妻田北 | 山王建設(株) | | | 辞退 |
| 小俣組・白川設計グループ | 横浜市南区新川町 | (株)小俣組 | 1,003,990,920 | 64.50点 | |
| (株)松尾工務店 | 横浜市鶴見区鶴見中央 | (株)松尾工務店 | 1,140,000,000 | 65.16点 | 落札 |
| アイグス・タツミグループ | 藤沢市大庭 | アイグステック(株) | | | 辞退 |
| 大和リースグループ | 横浜市西区みなとみらい | 大和リース(株)横浜支店 | | | 無効 |
| 巴・浦辺グループ | 東京都中央区月島 | (株)巴コーポレーション | | | 無効 |

(注) 上記金額に100分の10に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。

(注) 本件は、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による条件付き一般競争入札で受注者を決定したものである。(上記の表における総合評価点=価格点+技術点)